

委員会提出議案第1号

紀の川市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月26日提出

紀の川市議会議長 村垣正造様

提出者 紀の川市議会  
議会運営委員会委員長 堂脇光弘

提案理由

議員の本会議及び委員会の欠席理由を具体的に明記するとともに、請願の手続きに関する条文を整備するため。

紀の川市議会会議規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日  
 議会規則第 号

紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u>                  _____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>                  _____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、<u>事故のため</u>                  _____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>                  _____</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>_____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。  (請願書の記載事項等)</p> <p>第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。  (新設)</p> <p>2 _____請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>かにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。  (請願書の記載事項等)</p> <p>第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4・5 略</p>

附 則 (令和 年 月 日議会規則第 号)  
この規則は、公布の日から施行する。